

修文大学短期大学部 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、修文学院の設置目的である国家、社会に貢献する人材を育成することを基本目的として、一般教養と密接な関連の下に深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を養う大学教育を施し、円満な人格と豊かな情操を涵養し、平和社会の福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする。

- 2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を行うものとする。

- 2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科、教育研究上の目的及び学生定員)

第4条 本学に、次の学科を置く。

生活文化学科

幼児教育学科第一部

幼児教育学科第三部

- 2 学科の人材育成並びに教育研究上の目的は、次のとおりとする。

生活文化学科

生活文化学科は、衣食住を基盤に、より質の高い生活や文化の創造を目指して、

教育研究を行い、生活者としての高い教養と専門的な知識・技能を授け、加えて社会人に必要なマナー教育を施し、以て社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

幼児教育学科第一部

幼児教育学科第三部

幼児教育学科は、幼児の教育・保育に必要な教育研究を行い、専門の知識、技術、技能を授け、加えて社会人として求められるマナー教育を施し、専門職としての倫理観、指導力等の保育実践力を備えた幼稚園教諭・保育士を養成し、以て社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活文化学科	120名	240名
幼児教育学科第一部	120名	240名
幼児教育学科第三部	100名	300名
計	340名	780名

(修業年限及び在学年限)

第5条 生活文化学科及び幼児教育学科第一部の修業年限は2年とする。ただし、幼児教育学科第三部（以下、第三部という）は3年とする。

2 生活文化学科及び幼児教育学科第一部は4年、第三部は6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年，学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、各学期の期間を変更し、定めることができる。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

夏期、冬期、春期休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。

- 2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長が必要と認めたときは、休業日においても授業を行うことができる。

(授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週とする。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢（18歳）に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学、転学)

第15条 本学に転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

3 本学から他の大学へ転学しようとする者は、その理由を付した願書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その理由を付した願書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上就学することのできない者は、その理由を付した願書を学長に提出し、その許可を受けて休学することができる。

2 前項の事由が疾病である場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第20条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。

- 2 前項の場合、退学前に取得した授業科目の単位の全部又は一部をすでに取得したも
のとして認めることがある。この認定は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(除籍)

第 21 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

- (1) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 18 条第 3 項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 学納金の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第 5 章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第 22 条 本学の教育課程は、基礎教養科目と専門教育科目に区分し、これを必修科目と選
択科目に分け、各年次に配当して編成する。

(教職等に関する授業科目)

第 23 条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状、保育士資格等の資格を取得する者の
ために必要な授業科目を置く。

(授業科目及び単位数)

第 24 条 本学において開設する授業科目及び単位数は別表 1～別表 4 のとおりとする。

(履修方法)

第 25 条 学生は、各学年の始めに履修希望の授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し単位を取得するこ
とはできない。
- 3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得す
べき単位数について、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限
は、49 単位とする。

(単位の計算)

第 26 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を持
って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業
時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間ないし 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

- (2) 演習については、15 時間ないし 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30 時間ないし 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 卒業研究については、本学の定める適切な方法で学修の成果を評価して単位数を定める。

(単位の授与)

第 27 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、全授業時数の 3 分の 2 以上出席したものに限る。

- 2 試験の方法は、筆記、口述、実技、論文などの方法による。

(学習の評価)

第 28 条 試験等の評価は A・B・C・D をもって表わし、C 以上を合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 29 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学で履修し修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第 30 条第 2 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 31 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の与えることができる単位数は、転学等の場合を除き 15 単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第32条 本学を卒業するためには、生活文化学科及び幼児教育学科第一部は2年、第三部は3年以上在学し、次の1号から2号までの定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 基礎教養科目 12単位以上
- (2) 専門教育科目 48単位以上

(卒業)

第33条 本学に生活文化学科及び幼児教育学科第一部は2年、第三部は3年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(短期大学士の学位)

第34条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第35条 本学の各学科において取得できる教育職員免許状及び資格は次のとおりとする。

学 科	取得できる教員免許状及び資格
生活文化学科	介護職員初任者研修 製菓衛生師国家試験受験資格
幼児教育学科第一部	幼稚園教諭二種免許状・保育士資格
幼児教育学科第三部	幼稚園教諭二種免許状又は保育士資格

- 2 幼児教育学科第一部及び幼児教育学科第三部において、教育職員免許状を得ようとする者は、第32条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 3 幼児教育学科第一部及び幼児教育学科第三部において、保育士資格を得ようとする者は、第32条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法及び同法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 4 生活文化学科において、介護職員初任者研修の資格を得ようとする者は、第32条に規定する卒業の要件を充足し、かつ介護員養成研修事業実施要綱に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 5 生活文化学科において、製菓衛生師の国家試験受験資格を得ようとする者は、第32条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表4に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第7章 検定料、入学料、授業料、その他の費用

(検定料等の金額)

第36条 本学の検定料・入学料・授業料等の額は次のとおりとする。

	生活文化学科及び 幼児教育学科第一部	第三部
検定料	30,000円	30,000円
入学料(入学時)	200,000円	200,000円
授業料(年額)	660,000円	330,000円
教育充実費(年額)	350,000円	170,000円

2 本学の修業年限を超えて在学する者及び留年した学生の学費は次のとおりとする。

ア 授業料 留年年次における履修登録1単位につき50,000円

イ 教育充実費 免除する

履修登録単位数による授業料が上の表の授業料と教育充実費の合計を超えた場合は、授業料、教育充実費は上の表に定める額と同額とする。

3 聴講に関わる金額については次のように定める。

①検定料 10,000円

②登録料 10,000円

③聴講料 1単位20,000万円

なお、本学に在籍する学生については①②を免除する。

(納入時期、方法)

第37条 授業料等学費は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、第1年次前期の授業料等は入学手続きと同時に納入するものとする。

前学期(4月から9月まで) 4月30日まで

後学期(10月から翌年3月まで) 10月31日まで

2 本学において、特別の事情があると認められる者は、延納を認める。

(退学及び停学の場合の授業料)

第38条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第39条 休学期間中の授業料を免除する。ただし、学期の途中で休学を許可された者又は命ぜられた者の当該学期分の授業料は、徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第40条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期末までの授業料を納入するものとする。

(その他の費用)

第41条 授業料・教育充実費のほか課程履修費、実験・実習材料費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続き等については別に定める。

(納付した授業料等)

第42条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(教職員)

第43条 本学に学長を置く。

- 2 必要がある場合は副学長を置くことができる。
- 3 本学に教育職員として教授、准教授、講師、助教を置き、必要に応じて助手を置く。
- 4 本学に事務職員として事務局長、事務職員、専門職員及び技術職員を置く。

(教職員の職務)

第44条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- 4 教職員の職務は、学校教育法及び内部規程の定めるところによる。

第9章 教授会

(教授会)

第45条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
- 3 前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(教授会の構成)

第46条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第 47 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第 10 章 科目等履修生、特別聴講生、高大連携聴講生、外国人留学生、社会人学生

(科目等履修生)

第 48 条 本学において開設する授業科目のうち、1 科目又は数科目について履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障のない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第 27 条及び第 28 条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第 49 条 本学において、教育に支障のない限り、他の大学又は短期大学生との単位互換に関する包括協定などにより、当該大学又は短期大学の学生を特別聴講生として本学における特定の授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講生には、単位を与えることができる。
- 3 特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(高大連携聴講生)

第 50 条 本学において、教育に支障のない限り、高等学校との協定により、当該高等学校の生徒を高大連携聴講生として、本学における特定の授業科目を履修させることがある。

- 2 高大連携聴講生に関し必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 51 条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

(社会人学生)

第 52 条 社会人で本学に入学を志望する者があるときは、選考の上、社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて学長が表彰する。

(罰則)

第54条 本学の学則その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて学長が懲戒する。

2. 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3. 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第12章 公開講座

(公開講座の開設)

第55条 社会人の教養を高め、地域の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座の開設、運営に関して必要な事項は別に定める。

第13章 図書館

(図書館)

第56条 本学に図書館を置き、教職員並びに学生の研究に資する。

2 図書館に関して必要な事項は別に定める。

第14章 厚生施設

(学生寮)

第57条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(その他厚生施設)

第58条 本学に厚生施設として医務室、学生相談室、食堂を置く。

第15章 補則

第59条 この学則の各条項を実施するため、必要な細則は別に定める。

附則

1. 其の他必要な事項は教授会の議を経て学長が之を認定する。
2. この学則は昭和30年4月1日より施行する。
3. この学則は昭和32年4月1日より施行（一部改正）する。
4. この学則は昭和37年4月1日より施行（一部改正）する。
5. この学則は昭和38年4月1日より施行（一部改正）する。
6. この学則は昭和43年4月1日より施行（一部改正）する。
7. この学則は昭和44年4月1日より施行（一部改正）する。
8. この学則は昭和47年4月1日より施行（一部改正）する。
9. この学則は昭和48年4月1日より施行（一部改正）する。
10. この学則は昭和49年4月1日より施行（一部改正）する。
11. この学則は昭和51年4月1日より施行（一部改正）する。
12. この学則は昭和52年4月1日より施行（一部改正）する。
13. この学則は昭和53年4月1日より施行（一部改正）する。
14. この学則は昭和54年4月1日より施行（一部改正）する。
15. この学則は昭和55年4月1日より施行（一部改正）する。
16. この学則は昭和56年4月1日より施行（一部改正）する。
17. この学則は昭和57年4月1日より施行（一部改正）する。
18. この学則は昭和58年4月1日より施行（一部改正）する。
19. この学則は昭和59年4月1日より施行（一部改正）する。
20. この学則は昭和60年4月1日より施行（一部改正）する。
21. この学則は昭和61年4月1日より施行（一部改正）する。
22. この学則は昭和62年4月1日より施行（一部改正）する。
23. この学則は昭和63年4月1日より施行（一部改正）する。
24. この学則は平成元年4月1日より施行（一部改正）する。
25. この学則は平成2年4月1日より施行（一部改正）する。
26. この学則は平成3年4月1日より施行（一部改正）する。
27. この学則は平成4年4月1日より施行（一部改正）する。
28. この学則は平成5年4月1日より施行（一部改正）する。
29. この学則は平成6年4月1日より施行（一部改正）する。
30. この学則は平成7年4月1日より施行（一部改正）する。
31. この学則は平成8年4月1日より施行（一部改正）する。

32. この学則は平成9年4月1日より施行（一部改正）する。
33. この学則は平成10年4月1日より施行（一部改正）する。
34. この学則は平成11年4月1日より施行（一部改正）する。
35. この学則は平成12年4月1日より施行（一部改正）する。
36. この学則は平成13年4月1日より施行（一部改正）する。
37. この学則は平成14年4月1日より施行（一部改正）する。
38. この学則は平成15年4月1日より施行（一部改正）する。
39. この学則は平成16年4月1日より施行（一部改正）する。
40. この学則は平成17年4月1日より施行（一部改正）する。
41. この学則は平成18年2月1日より施行（一部改正）する。
42. この学則は平成19年4月1日より施行（一部改正）する。
43. この学則は平成20年4月1日より施行（一部改正）する。
44. この学則は平成21年4月1日より施行（一部改正）する。
45. この学則は平成22年4月1日より施行（一部改正）する。
46. この学則は平成23年4月1日より施行（一部改正）する。
47. この学則は平成25年4月1日より施行（一部改正）する。
48. この学則は平成27年4月1日より施行（一部改正）する。
49. この学則は平成29年4月1日より施行（一部改正）する。
50. この学則は平成30年4月1日より施行（一部改正）する。

別表

授業科目及び単位数

1. 基礎教養科目

授業科目	必修単位数	選択単位数	計	備考
歴史と文学		2	2	
日本の憲法		2	2	
経済と社会		2	2	
情報と社会		2	2	
生活と自然科学		2	2	
スポーツと健康		2	2	講義及び実技各1単位
基礎英語		1	1	
実用英語		1	1	
日本語表現		2	2	
ビジネスマナー		2	2	
情報処理演習Ⅰ		1	1	
情報処理演習Ⅱ		1	1	
基礎演習Ⅰ		1	1	
基礎演習Ⅱ		1	1	
総合学習		2	2	
伝統文化Ⅰ		1	1	
伝統文化Ⅱ		1	1	
伝統文化Ⅲ		1	1	
伝統文化Ⅳ		1	1	
キャリアデザイン		2	2	
計		30	30	

2. 生活文化学科教育科目

授業科目		必修単位数	選択単位数	計	備考
生活と文化の理解	生活論	2		2	
	生活文化論	2		2	
	生活経営学		2	2	
	消費経済学		2	2	
	生活美学		2	2	
	生活環境論	2		2	
	生活福祉論		2	2	
	女性論	2		2	
	衣生活論		2	2	服飾文化論を含む
	食生活論		2	2	食文化論を含む
	住生活論		2	2	住文化論を含む
	消費者教育		2	2	
	生活クリエート実習Ⅰ		1	1	
	生活クリエート実習Ⅱ		1	1	
	比較文化論		2	2	
	シュガークラフト実習Ⅰ		1	1	
	シュガークラフト実習Ⅱ		1	1	
	ブライダル総論		2	2	
	ブライダル演習		1	1	
社会の理解	人間関係論		2	2	
	社会心理学		2	2	
	国際関係論		2	2	
	社会と法律		2	2	
	暮らしと企業		2	2	
	暮らしと流通		2	2	
	生活情報論	2		2	
	OA 情報機器演習Ⅰ		1	1	
	OA 情報機器演習Ⅱ		1	1	
	接遇実践Ⅰ		1	1	
	接遇実践Ⅱ		1	1	
	医療情報演習Ⅰ		1	1	
	医療情報演習Ⅱ		1	1	
	ビジネス情報演習Ⅰ		1	1	
	ビジネス情報演習Ⅱ		1	1	
	ウェブデザインⅠ		1	1	
	ウェブデザインⅡ		1	1	
	コミュニケーション演習Ⅰ		1	1	
	コミュニケーション演習Ⅱ		1	1	
	CAD 演習Ⅰ		1	1	
	CAD 演習Ⅱ		1	1	
	マルチメディア演習Ⅰ		1	1	
	マルチメディア演習Ⅱ		1	1	
	インターンシップⅠ		1	1	
	インターンシップⅡ		1	1	
	インターンシップ実習		2	2	
	ファッションビジネス概論		2	2	

	販売論		2	2	
	秘書学概論		2	2	
	プレゼンテーション演習Ⅰ		1	1	
	プレゼンテーション演習Ⅱ		1	1	
	秘書実務Ⅰ		1	1	
	秘書実務Ⅱ		1	1	
	オフィススタディ		2	2	
	データベース演習Ⅰ		1	1	
	データベース演習Ⅱ		1	1	
	プログラミングⅠ		1	1	
	プログラミングⅡ		1	1	
	ビジネス実務総論		2	2	
	ビジネス実務演習Ⅰ		1	1	
	ビジネス実務演習Ⅱ		1	1	
	プレゼンテーション概論		2	2	
	メディカル秘書概論		2	2	
	メディカル秘書実務Ⅰ		1	1	
	メディカル秘書実務Ⅱ		1	1	
	診療報酬請求事務		2	2	
	診療報酬請求事務演習Ⅰ		1	1	
	診療報酬請求事務演習Ⅱ		1	1	
	解剖生理学		2	2	
	医学一般と薬理の知識		2	2	
家庭の理解	保育学		2	2	家庭看護を含む
	被服材料学		2	2	
	被服管理		2	2	
	ベーシックデザイン		1	1	
	ファッションデザイン		1	1	
	カラーコーディネート論		2	2	
	被服構成学実習Ⅰ		1	1	
	被服構成学実習Ⅱ		1	1	
	食品と栄養		2	2	
	調理実習Ⅰ		1	1	
	調理実習Ⅱ		1	1	
	調理実習Ⅲ		1	1	
	生活介護論		2	2	
	生活介護実習		1	1	
	生活福祉臨床実習		1	1	
	公衆衛生学		2	2	
	公衆衛生学Ⅱ		2	2	
	食品衛生学		2	2	
	食品衛生学Ⅱ		2	2	
	食品衛生学Ⅲ		2	2	
	食品衛生学Ⅳ		2	2	
	食品衛生学Ⅴ		2	2	
	食品衛生学実験		1	1	
	栄養学総論		2	2	
	栄養学各論		2	2	

	食品加工学		2	2	
	特別研究Ⅰ	1		1	
	特別研究Ⅱ	1		2	
	計	12	134	147	

3-1. 幼児教育学科第一部専門教育科目

	授業科目	必修単位数	選択単位数	計	備考
専門教育科目	社会福祉	2		2	
	相談援助	1		1	
	児童家庭福祉	2		2	
	保育者論		2	2	
	教育原理	2		2	
	教育制度論		2	2	
	教育方法論		2	2	情報機器及び教材の活用を含む
	保育原理Ⅰ	2		2	
	保育原理Ⅱ		2	2	
	社会的養護		2	2	
	保育実習Ⅰ		4	4	
	保育実習指導Ⅰ		2	2	
	保育実習Ⅱ		2	2	保育所実習
	保育実習指導Ⅱ		1	1	
	保育実習Ⅲ		2	2	保育所以外の児童福祉施設の実習
	保育実習指導Ⅲ		1	1	
	保育の心理学Ⅰ		2	2	
	保育の心理学Ⅱ		1	1	
	発達心理学		2	2	
	臨床心理学		2	2	
	教育心理学	2		2	
	教育相談		2	2	
	子どもの保健Ⅰ	2		2	
	子どもの保健Ⅱ	2		2	
	子どもの保健Ⅲ	1		1	看護実習を含む
	子どもの食と栄養	2		2	
	家庭支援論	2		2	
	保育課程論	2		2	
	保育内容総論	1		1	養護を含む
	保育内容演習(健康Ⅰ)	1		1	
	保育内容演習(健康Ⅱ)	1		1	
	保育内容演習(人間関係)		2	2	
	保育内容演習(環境Ⅰ)		1	1	
	保育内容演習(環境Ⅱ)		1	1	
	保育内容演習(言葉)		2	2	
	保育内容演習(音楽表現Ⅰ)	1		1	
	保育内容演習(音楽表現Ⅱ)	1		1	
	保育内容演習(造形表現Ⅰ)		1	1	
	保育内容演習(造形表現Ⅱ)		1	1	
	保育指導法		2	2	
保育演習Ⅰ		1	1		
保育演習Ⅱ		1	1		
障害児保育		2	2		
社会的養護内容		1	1		

保育相談支援		1	1	
乳児保育Ⅰ	1		1	
乳児保育Ⅱ	1		1	
乳児保育Ⅲ		2	2	
表現技術(基礎音楽Ⅰ)		1	1	
表現技術(基礎音楽Ⅱ)		1	1	
表現技術(幼児音楽Ⅰ)		1	1	
表現技術(幼児音楽Ⅱ)		1	1	
国語Ⅰ		1	1	
国語Ⅱ		1	1	
表現技術(造形・言語Ⅰ)		1	1	
表現技術(造形・言語Ⅱ)		1	1	
表現技術(体育Ⅰ)		1	1	
表現技術(体育Ⅱ)		1	1	
教育実習(事前・事後指導)		1	1	
教育実習		4	4	
保育実践演習	2		2	
教職実践演習	2		2	
計	33	64	97	

3-2. 幼児教育学科第三部専門教育科目

授業科目		必修単位数	選択単位数	計	備考
専門 教育 科目	社会福祉	2		2	
	相談援助	1		1	
	児童家庭福祉	2		2	
	保育者論		2	2	
	教育原理	2		2	
	教育制度論		2	2	
	教育方法論		2	2	情報機器及び教材の活用を含む
	保育原理Ⅰ	2		2	
	保育原理Ⅱ		2	2	
	社会的養護		2	2	
	保育実習Ⅰ		4	4	
	保育実習指導Ⅰ		2	2	
	保育実習Ⅱ		2	2	保育所実習
	保育実習指導Ⅱ		1	1	
	保育実習Ⅲ		2	2	保育所以外の児童福祉施設の実習
	保育実習指導Ⅲ		1	1	
	保育の心理学Ⅰ		2	2	
	保育の心理学Ⅱ		1	1	
	発達心理学		2	2	
	臨床心理学		2	2	
	教育心理学	2		2	
	教育相談		2	2	
	子どもの保健Ⅰ	2		2	
	子どもの保健Ⅱ	2		2	
	子どもの保健Ⅲ	1		1	看護実習を含む
	子どもの食と栄養	2		2	
	家庭支援論	2		2	
	保育課程論	2		2	
	保育内容総論	1		1	養護を含む
	保育内容演習(健康Ⅰ)	1		1	
	保育内容演習(健康Ⅱ)	1		1	
	保育内容演習(人間関係)		2	2	
	保育内容演習(環境Ⅰ)		1	1	
保育内容演習(環境Ⅱ)		1	1		
保育内容演習(言葉)		2	2		
保育内容演習(音楽表現Ⅰ)	1		1		
保育内容演習(音楽表現Ⅱ)	1		1		
保育内容演習(造形表現Ⅰ)		1	1		
保育内容演習(造形表現Ⅱ)		1	1		
保育指導法		2	2		
保育演習Ⅰ		1	1		
保育演習Ⅱ		1	1		
障害児保育		2	2		
社会的養護内容		1	1		

保育相談支援		1	1	
乳児保育Ⅰ	1		1	
乳児保育Ⅱ	1		1	
乳児保育Ⅲ		2	2	
表現技術(基礎音楽Ⅰ)		1	1	
表現技術(基礎音楽Ⅱ)		1	1	
表現技術(幼児音楽Ⅰ)		1	1	
表現技術(幼児音楽Ⅱ)		1	1	
国語Ⅰ		1	1	
国語Ⅱ		1	1	
表現技術(造形・言語Ⅰ)		1	1	
表現技術(造形・言語Ⅱ)		1	1	
表現技術(体育Ⅰ)		1	1	
表現技術(体育Ⅱ)		1	1	
教育実習(事前・事後指導)		1	1	
教育実習		4	4	
保育実践演習	2		2	
教職実践演習(幼稚園)	2		2	
計	33	64	97	

4. 製菓衛生師

授業科目	必修単位数	選択単位数	計	備考
社会と法律		2	2	
公衆衛生学		2	2	衛生統計、労働者の衛生管理
生活環境論	2		2	
公衆衛生学Ⅱ		2	2	疾病の予防
食生活論	2		2	
生活文化論	2		2	
食品衛生学		2	2	食品の安全性
食品衛生学Ⅱ		2	2	食中毒
食品衛生学Ⅲ		2	2	食品添加物
食品衛生学Ⅳ		2	2	食品中における有害物質
食品衛生学Ⅴ		2	2	衛生管理
食品衛生学実験		1	1	
食品と栄養		2	2	
栄養学総論		2	2	
栄養学各論		2	2	
暮らしと流通		2	2	
暮らしと企業		2	2	
ベーシックデザイン		1	1	
食品加工学		2	2	
製菓理論Ⅰ		2	2	
製菓理論Ⅱ		2	2	
製菓理論Ⅲ		2	2	
製菓理論Ⅳ		2	2	
製菓実習Ⅰ		2	2	
製菓実習Ⅱ		2	2	
製パン実習Ⅰ		1	1	
和菓子実習Ⅰ		1	1	
製菓専門実習Ⅰ		2	2	
製菓専門実習Ⅱ		2	2	
製菓専門実習Ⅲ		2	2	
製パン専門実習Ⅰ		1	1	
計	6	52	58	